

別紙

修学旅行生に向けた新型コロナウイルス感染症に係る主な取り組み

1. 新型コロナ相談窓口

奈良県では帰国者・接触者相談センター（新型コロナ受診相談窓口）を設置し、24時間相談を受け付けており、感染が疑われる場合は、帰国者・接触者外来（新型コロナ感染症外来）等への受診調整を行います。

<帰国者・接触者相談センター（新型コロナ受診相談窓口）>

電話番号 0742-27-1132

受付時間 24時間 平日・土日祝日

2. 発熱外来の設置

奈良県独自の制度として、身近な病院等で検査を受けられる「発熱外来認定制度」を設け、併せて発熱外来クリニック設置を促進するなど、受診・検査体制の拡充に取り組んでいます。

3. 検査結果が判明するまでの待機場所について

県旅館・ホテル生活衛生同業組合や各宿泊施設と連携のうえ、検査結果が判明するまでの待機場所の確保を進めます。

4. 検査結果判明後の対応

陰性の場合

学校が保護者等とご相談の上、修学旅行への復帰又は離脱についてご検討いただくこととなります。

陽性の場合

感染が判明した場合には症状の有無に関わらず、感染症指定医療機関等への入院となりますが、県では入院から帰宅までの間、学校や保護者、観光事業者等と連携し、必要な対応を行います。

5. 観光関連施設での取り組み

①ガイドラインを遵守した感染予防の取り組みの実施

ホテル・旅館、飲食施設などの観光施設、バス・タクシー・鉄道などの交通機関においては、各業界団体が作成するガイドラインを遵守し、必要な対策に取り組んでいます。また、県では、ガイドラインを遵守した取り組みが行われるよう業界団体等に依頼を行うなど、県全体で感染症対策を進めています。

②観光関連施設への感染防止対策にかかる支援の実施

県では、観光客の安心安全の確保のため、宿泊施設などの観光関連施設が手指消毒液やパーティションの設置などの感染防止設備の導入費用の支援を行い、対策の充実を図っています。